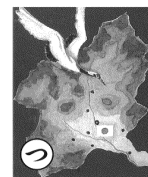




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月31日(水) 号外(第14号)

目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県財務規則の一部を改正する規則(会計管理課)	2
<b>訓 令</b>	
○群馬県庁議規程の一部を改正する訓令(秘書課)	4
○群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令(総務課)	4
<b>議 会 訓 令</b>	
○群馬県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令(総務課)	4
○群馬県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令(同)	4
<b>災 害 対 策 本 部 規 程</b>	
○群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(危機管理課)	5
<b>国 民 保 護 対 策 本 部 規 程</b>	
<b>緊急対処事態対策本部規程</b>	
○群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(危機管理課)	5

規則

群馬県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第八十六号

群馬県財務規則の一部を改正する規則

群馬県財務規則(平成三年群馬県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表振興局長並びに前橋行政県税事務所長、伊勢崎行政県税事務所長、高崎行政県税事務所長及び太田行政県税事務所長の項中「前橋行政県税事務所長、」及び「高崎行政県税事務所長」を削り、「太田行政県税事務所長」を「館林行政県税事務所長」に改め、「及び地域政策費」を削り、同項の次に次のように加える。

振興局長

イ 歳出予算の流用(地域振興調整費及び地域公共事業調整費に係る同一事業内の各節の間の流用で千万円以上のもの並びに重要及び異例なものを除く。)に関する事。

第二十六条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「又は前橋行政県税事務所長、伊勢崎行政県税事務所長、高崎行政県税事務所長及び太田行政県税事務所長」及び「又は第六項」を削り、同項を同条第八項とする。

第二十九条第二項中「若しくは総務部長又は会計局長若しくは会計管理者」を「又は総務部長」に改める。

第三十条の二第一項及び第二項中「前橋行政県税事務所長、」及び「高崎行政県税事務所長」を削り、「太田行政県税事務所長」を「館林行政県税事務所長」に改める。

第九十条第三項第一号中「三万円」を「五万円」に改める。  
第九十一条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一生活こども部の項中「ぐんま男女共同参画センター 群馬県女性相談所」を「群馬県女性相談所」に改め、同表産業経済部の項中「群馬県立群馬産業技術センター 群馬県繊維工業試験場」を「群馬県立群馬産業技術センター」に改め、「群馬県ぐんま総合情報センター」を削り、同表教育委員会の項中「桐生南高等学校 桐生西高等学校 桐生女子高等学校」を「桐生清桜高等学校」に改める。

別表第一の二の二の表報償費の項及び備品購入費の項中「及び車両の購入」を削り、別表第一の二の二の表注5ただし書中「車両(予算編成において財政課長へ詳細な仕様について個別協議をして予算に計上した公用車を除く。)」の購入及び」を削る。

別表第一の三注以外の部分を次のように改める。

執行区分	支出 負担 行為													課長	合議区分 財政課長						
	報酬	給料	職員手当等	共済費	災害補償費	恩給及び退職年金	報償費	旅費	交際費	需用費	役員費	委託料 (建設工事費(設計に係るものを除く。))	その他			土地・建物	使用料及び賃借料	その他	工事請負費	原材料費	公有財産購入費
副知事																					
部長																					
課長	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額
合議区分 財政課長																					



氏名(対世年齢30万円以上の縮小)に改める。  
別記様式第八十五号及び別記様式第四百四十九号から別記様式第五百一十一号までの規定中「丑」を削る。  
別記様式第六十三号中「丑」、「申」「酉」「戌」「亥」及び「丑」を削る。

別記様式第八十号中 「戌」「亥」を「申」「酉」に改める。

別記様式第八十八号及び別記様式第九十号中「丑」を削る。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

訓 令

群馬県訓令甲第五号

県庁  
地域機関  
専門機関

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令

群馬県庁議規程(平成四年群馬県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「県土整備部長」の下に、「デジタルトランスフォーメーション推進監」を加え、同条第二項中「財政課長、メディアプロモーション課長」を「メディアプロモーション課長及び財政課長」に改め、「前橋行政県税事務所長、伊勢崎行政県税事務所長、高崎行政県税事務所長及び太田行政県税事務所長」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第六号

県庁  
地域機関  
専門機関

群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令  
群馬県副知事の担当事務に関する規程(平成十九年群馬県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。  
第一条第一項の表共管事務の項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。  
一 デジタルトランスフォーメーションに関すること。

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

議 会 訓 令

群馬県議会訓令甲第三号

議会事務局

群馬県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和三年三月三十一日

群馬県議会議長 萩原 渉

群馬県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

群馬県議会事務局の組織等に関する規程(昭和五十二年群馬県議会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項の表総務課の項中「総務係」を「総務・DX推進係」に改める。  
第五条第一項総務課の項中第二十一号を第二十二号とし、第十三号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。  
十三 デジタルトランスフォーメーションの取組推進に関すること。

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則

群馬県議会訓令甲第四号

議会事務局

群馬県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和三年三月三十一日

群馬県議会議長 萩原 渉

群馬県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令

群馬県政務活動費の交付に関する規程(平成十三年群馬県議会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第一号から別記様式第三号まで及び別記様式第五号中「丑」を削る。  
「当該帳」





---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---